「民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の

一部を改正する条例（案）」の概要について

１　改正の背景

　　民生委員法第４条により、民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町の区域ごとに、市町長の意見を聴いて都道府県の条例で定めることとなっています。

　　県では、厚生労働省の通知により、民生委員の任期（３年間）の満了に合わせて定数の見直しを実施していますが、現在の全ての民生委員の任期が令和７年11月30日で満了となるため、民生委員定数の見直しを実施し、民生委員の定数を定める条例の一部を改正する予定です。

２　改正内容等について

 (1)　民生委員の職務内容等

　　　民生委員は、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされています（民生委員法第１条）。

　　　民生委員は、市町に設置された民生委員推薦会が推薦した者を、県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱を行い（民生委員法第５条）、任期は３年です（民生委員法第10条）。

 (2)　定数決定方法等

　　　民生委員の定数について、県は、市町ごとの人口、面積、世帯構成の類型（高齢化率、被保護世帯等）を勘案し、かつ市町の意見を聴いた上で、当該市町で住民に対するサービスが適切に行われる定数を算出します。

(3)　改正内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市町名 | 現行定数 | 改正定数（案） | 改正後の増減 |
| 尾道市 | 374人 | 371人 | △３人 |
| 東広島市 | 322人 | 324人 | ２人 |
| 江田島市 | 103人 | 98人 | △５人 |

３　施行時期

　令和７年12月１日

４　参考

広島県内民生委員・児童委員の定数（主任児童委員を含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市町名 | 現行定数 | 改正定数（案） |
| 竹原市 | 83人 | 83人 |
| 三原市 | 252人 | 252人 |
| 尾道市 | 374人 | 371人 |
| 府中市 | 121人 | 121人 |
| 三次市 | 189人 | 189人 |
| 庄原市 | 163人 | 163人 |
| 大竹市 | 68人 | 68人 |
| 東広島市 | 322人 | 324人 |
| 廿日市市 | 225人 | 225人 |
| 安芸高田市 | 129人 | 129人 |
| 江田島市 | 103人 | 98人 |
| 府中町 | 110人 | 110人 |
| 海田町 | 41人 | 41人 |
| 熊野町 | 48人 | 48人 |
| 坂町 | 34人 | 34人 |
| 安芸太田町 | 45人 | 45人 |
| 北広島町 | 77人 | 77人 |
| 大崎上島町 | 46人 | 46人 |
| 世羅町 | 69人 | 69人 |
| 神石高原町 | 49人 | 49人 |

※広島市、呉市及び福山市は、各市が民生委員・児童委員の定数を定めます。